

2022年4月号

環境関連法改正 ニュース

1. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正案
～建築分野における省エネ対策の強化・木材利用の促進等～
2. 水産流通適正化法施行規則
～特定第一種／特定第二種水産動植物の指定等～
3. 労働安全衛生規則・有機則等の改正
～一人親方等を保護措置の対象に追加～



2022年4月 環境法令改正 *NEWS*



1. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正案
～建築分野における省エネ対策の強化・木材利用の促進等～



2. 水産流通適正化法施行規則
～特定第一種／特定第二種水産動植物の指定等～



3. 労働安全衛生規則・有機則・鉛則等の改正
～一人親方等を保護措置の対象に追加～



1. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正案

～建築分野における省エネ対策の強化・木材利用の促進等～



建築分野で省エネ対策を加速しつつ、木材利用を促進することにより、温室効果ガスの吸収源対策の強化を図るもので、「建築物省エネ法」「建築基準法」「住宅金融支援機構法」「建築士法」の改正を含む。

1. 省エネ対策の加速（建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法）

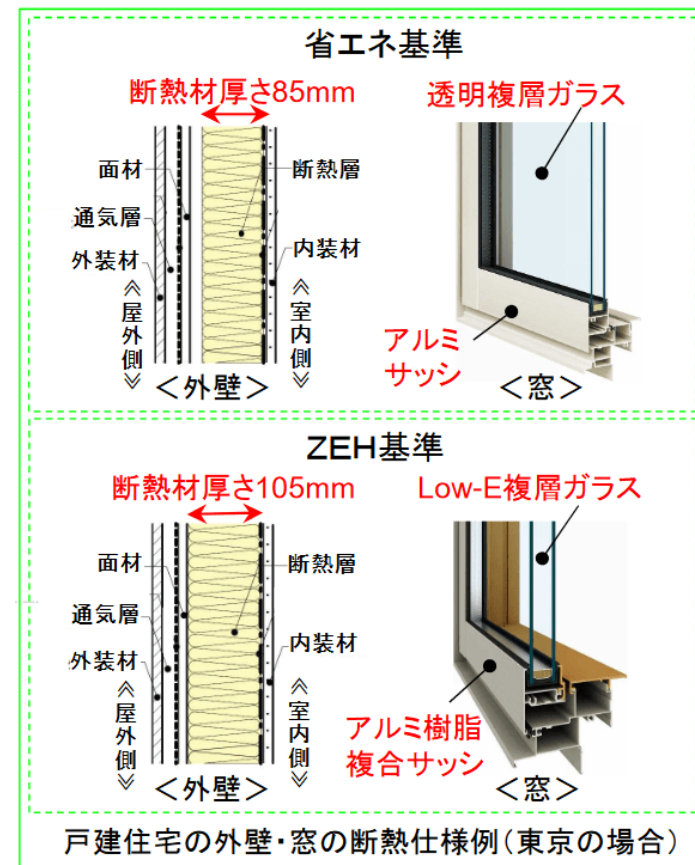
1-1 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- 省エネ基準適合義務対象の拡大 ⇒ **全ての新築住宅・非住宅**
※現行は中大規模の非住宅

- 誘導基準の強化等を通じ、**ZEH・ZEB水準**へ誘導

1-2 ストックの省エネ改修・再エネ設備の導入促進

- 住宅金融支援機構による住宅の省エネ改修に対する**低利融資制度**を創設
- 再エネ利用促進区域内（市町村指定）において、建築士から建築主へ**再エネ導入効果の説明義務**を導入



1. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正案 ～建築分野における省エネ対策の強化・木材利用の促進等～



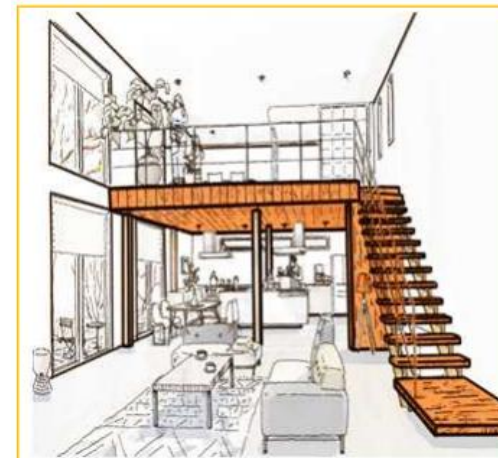
2. 木材利用の促進（建築基準法・建築士法）

2-1 防火規制の合理化

- ・大規模建築物について、大断面材を活用した建築物全体の木造化や、区画を活用した部分的な木造化を可能とする

2-2 構造規制の合理化

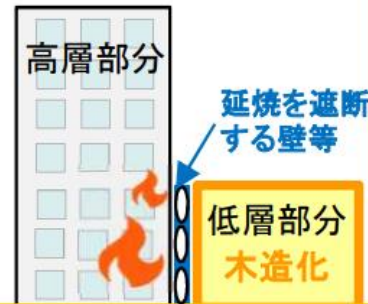
- ・二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲の拡大（高さ13m以下→16m以下）



メゾネット住戸内の部分
(中間床や壁・柱等)を木造化

【区画内での木造化】

従来、低層部分も
耐火構造とする必要



【別棟扱い】

2. 水産流通適正化法施行規則

～特定第一種／特定第二種水産動植物の指定等～



違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が成立し、2022年12月1日から施行することに伴い、「特定第一種水産動植物」「特定第二種水産動植物」の指定、特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出事項等、所要の規定を整備

1. 特定第一種水産動植物の指定

水産流通適正化法 第2条第1項の農林水産省令で定める水産動植物は以下とする。

- ・うなぎの稚魚(全長13cm以下のうなぎ)※2025年12月より適用
- ・あわび
- ・なまこ

特定第一種水産動植物:国内において違法かつ箇条な採捕が行われるおそれ大きい魚種であり、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国内が発行する適法漁獲等証明書の添付が義務付けられている。

2. 水産流通適正化法施行規則

～特定第一種／特定第二種水産動植物の指定等～



2. 特定第二種水産動植物の指定

水産流通適正化法 第2条第4項の農林水産省令で定める水産動植物は以下とする。

- ・さば
- ・まいわし
- ・さんま
- ・いか

特定第二種水産動植物: 国際的にIUU漁業(違法・無報告・無規制漁業)のおそれ大きい魚種であり、輸入時に外国の政府機関等の発行の証明書等の添付が義務付けられる。

3. 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出事項

- ・ 氏名又は名称、住所
- ・ 採捕事業の対象の種類(アワビ、ナマコ)
- ・ アワビ、ナマコを採捕する権限 等

3. 労働安全衛生規則・有機則・鉛則等の改正 ～一人親方等を保護措置の対象に追加～



建設アスベスト訴訟における最高裁判決(2021年5月17日)を受けて、**自ら雇用する労働者以外の者**に危険有害作業を請け負わせる場合は、請負人(一人親方等)にも**労働者と同等の保護措置**を規定するもので、11省令(安衛則、有機則、鉛則等)の規定が改正された。

1. 安全確保のための設備設置に係る規定の改正

安全確保のために設置した設備(有害物質の発散を抑制する局所排気装置等)について、**請負人のみ**が作業を行うとき等には、**必要に応じ稼働させること等についての配慮規定**を設ける

2. 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正

作業方法の遵守や**保護具の使用等**の必要性について、(指揮命令関係がないため)請負人に対して**周知義務**を設ける

3. 労働安全衛生規則・有機則・鉛則等の改正 ～一人親方等を保護措置の対象に追加～



3. 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保(退避・立入禁止等)

- ・ 指揮命令関係に基づくものではなく、**場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止、特定行為の禁止、退避、入退室管理等**の措置は、労働者以外の者(請負人や当該場所で(他の)作業に従事する者)も措置対象に追加する
- ・ この際、立入禁止及び特定行為の禁止については、表示による禁止も可能であることを明確にする

4. 有害物の有害性等を周知するための掲示

- ・ 有害物の有害性等を周知するための掲示について、労働者以外の者(請負人や当該場所で(他の)作業に従事する者)も措置対象に追加する など

さらに詳しい内容は

テクノファ「環境関連法改正情報サイト」をご覧ください。

<https://www.technofer-eneews.jp/>



メルマガをはじめました！
(原則、月2回配信)

<https://www.technofer-eneews.jp/mail-mag/>